

各関係団体代表者 各位

滋賀労働局労働基準部健康安全課
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課
大津市環境部環境政策課

石綿障害予防規則および大気汚染防止法の改正について
(令和5年10月1日施行のお知らせ)

平素は、国・県・市が実施する建築物等の解体・改造・補修工事（以下「解体等工事」という。）における石綿（アスベスト）の飛散防止対策に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、改正石綿障害予防規則および改正大気汚染防止法については、令和3年4月1日および令和4年4月1日に、その一部が施行され、以前より義務づけられている解体等工事における石綿に関する事前調査の方法が規定され、また、一定規模以上の解体等工事における行政への石綿事前調査結果の報告が義務化されたところです。

これに続き、来る令和5年10月1日からは、石綿事前調査の有資格者による実施が義務化されます。

また、大気汚染防止法においては、解体等工事の発注者に対して、元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担することや、当該調査に協力すること等の規定が盛り込まれております。

つきましては、解体等工事を発注される際には、改正後の規定に従い事前調査および工事が適切に行われるよう、貴団体の会員あてに周知いただきますようお願いいたします。

なお、詳細な内容については、添付のチラシに記載されたホームページアドレスまたはQRコードより御確認ください。

(注意事項)

これらの制度改正は、解体工事だけでなく、改造・補修工事（リフォームやリノベーションを含む。）も対象となっていますので、御注意ください。

<お問い合わせ先>

(石綿障害予防規則について)

滋賀労働局労働基準部健康安全課

TEL : 077-522-6650

(大気汚染防止法について)

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課環境管理係 [大津市以外]

TEL : 077-528-3357

大津市環境部環境政策課[大津市内]

TEL : 077-528-2735